Ⅲ．損益計算書関係

再保険契約に係る注記事項

１．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第26条第７項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険責任準備金の戻入額：

8,065,385,861,729円

２．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金の繰入額：

277,019,173,409円

３．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第29条第３項に規定する再保険を付した部分に相当する簡易生命保険契約者配当準備金の繰入額

平成21年６月30日現在、契約者配当に係る「保険料の算出方法書」の総務大臣への変更認可申請が未済のため、契約者配当準備金の繰入額は記載していません。

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金		76,835,992,013,575円
（特別貯金）	△	76,835,303,105,081円
（定期預金）	△	120,000,000円
資金期末残高		568,908,494円

２．委託会社との主な相殺取引に係る説明事項

預金者との郵便貯金の預入、払戻し及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）及び郵政民営化法（平成17年法律第97号）の規定に基づく貯金に関する契約並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社ゆうちょ銀行との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

また、契約者等との保険料収入、保険金支払及び貸付金等に係る取引について、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第16条に規定する再保険契約及び同法の規定に基づく借入金に関する契約により、株式会社かんぽ生命保険との間で同額の債権債務及び収益費用が発生し、互いに相殺される仕組みとなっております。

このため、上記の取引については、キャッシュ・フローは生じません。

Ⅴ．行政サービス実施コスト計算書

引当外退職給付増加見積額は、国からの出向役職員に係るものであります。

Ⅵ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅶ．重要な後発事象

該当事項はありません。

附　属　明　細　書

１．固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引当期末残高	摘要
							当期償却額		
有形固定資産	建物	9,996,750	435,750	0	10,432,500	1,033,723	698,832	9,398,777	
	その他の有形固定資産	36,533,994	0	0	36,533,994	9,464,328	6,484,358	27,069,666	
	計	46,530,744	435,750	0	46,966,494	10,498,051	7,183,190	36,468,443	
無形固定資産	ソフトウェア	63,048,419	5,512,500	0	68,560,919	19,557,651	13,252,809	49,003,268	
	計	63,048,419	5,512,500	0	68,560,919	19,557,651	13,252,809	49,003,268	

㈱　その他の有形固定資産の内訳は、工具・器具及び備品であります。

２．有価証券の明細

（単位：円）

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
満期保有目的債券	国債					
	利付国債（２年）第268回	39,990,400	40,000,000	39,993,356	—	
	利付国債（２年）第271回	40,002,800	40,000,000	40,002,054	—	
	利付国債（２年）第274回	40,013,600	40,000,000	40,010,404	—	
	利付国債（２年）第277回	39,981,200	40,000,000	39,985,150	—	
	利付国債（５年）第44回	680,430,400	680,000,000	680,283,992	—	